

**浜岡原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料**

(設置許可整合性説明資料)

令和4年4月7日
中部電力株式会社

資料内訳

資料⑤－1 「浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」

別冊⑤－1 「浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編）変更
に対する設置許可との整合性確認資料」

資料⑤－2 「浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」

別冊⑤－2 「浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更
に対する設置許可との整合性確認資料」

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|-------------------------|----------------------------|-------------------------|---|
| 第1章 総則 | | | |
| 第1条 目的 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第2条 基本方針 | ○ (本文十一号) | － | 保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。 |
| 第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守 | ○ (本文十一号) | － | 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第2章 品質マネジメントシステム | | | |
| 第3条 品質マネジメントシステム計画 | ○ (本文十一号) | － | 本文十一号において、品質マネジメントシステム計画について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第3章 体制及び評価 | | | |
| 第1節 保安管理体制 | | | |
| 第4条 保安に関する組織 | ○ (本文十一号) (添付書類五, 八) | ○ | 浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（発電所の保安に関する組織の変更） 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（13.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定は組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）している。 【別冊⑤－1 P1～3 参照】 |
| 第5条 保安に関する職務 | ○ (本文十一号) (添付書類五) | ○ | 浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（発電所組織の保安に関する職務の変更）及び記載の適正化（「所掌業務」を「業務分掌」に修正） 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に記載があるが、保安規定は組織改定後の発電所組織の職務に合わせて規定（変更）している。 【別冊⑤－1 P4～6 参照】 |
| 第6条 原子力発電保安審議会 | ○ (添付書類五) | － | 添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき原子力発電保安審議会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第7条 原子力発電所保安運営審議会 | ○ (添付書類五, 八) | ○※ | ※第5条第4項の号番号の変更に伴う対応する第4項の号番号のみの変更 添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（13.2 保安管理体制）に原子力発電所保安運営審議会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| 第8条 発電用原子炉主任技術者の選任 | ○ (添付書類五, 八) | － | 添付書類五（6. 有資格者等の選任・配置）、添付書類八（13.2 保安管理体制）に発電用原子炉主任技術者の選任について記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任 | ○ (添付書類五) | － | 添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第9条 発電用原子炉主任技術者の職務等 | ○ (添付書類五) | － | 添付書類五（6. 有資格者等の選任・配置）に、発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行う旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等 | ○ (添付書類五) | － | 添付書類五に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第9条の3 主任技術者の情報共有 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第2節 原子炉施設の定期的な評価 | | | |
| 第10条 原子炉施設の定期的な評価 | ○ (本文十一号) | － | 本文十一号（8.2.3 プロセスの監視測定）において、「原子炉施設の定期的な評価」も含めて記載しており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第4章 運転管理 | | | |
| 第1節 通 則 | | | |
| 第11条 構成及び定義 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 (保安規定第4章内の構成と定義を記載しているのみ。) |
| 第11条の2 原子炉の運転期間 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第12条 原子炉の運転員の確保 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.3 運転管理）に運転管理について運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。なお、運転員の人数等については、設置許可に具体的な記載はない。 |
| 第12条の2 運転管理業務 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（13.3 運転管理）に運転管理業務について、保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能及び状態の把握、運転員の力量確保並びに運転手順書の整備等記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第13条 巡視点検 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（13.3 運転管理）に原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第14条 手順書の作成 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（13.3 運転管理）に運転管理業務について、保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能及び状態の把握、運転員の力量確保並びに運転手順書の整備等記載されており、保安規定はこれらについて手順書を作成することを記載しており、整合している。 |
| 第15条 引継及び通知 | － | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更及び周知事項の追加のみ 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第16条 原子炉起動前の確認事項 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------|---|
| 第17条 地震又は火災等発生時の対応 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に緊急時の措置として、地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に緊急時の措置として、地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第2節 運転上の留意事項 | | | |
| 第18条 水質管理 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に保安活動の行為者の変更及び不要となった通知規定の削除のみ 添付書類八（6.2 原子炉冷却材浄化系）に水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第3節 運転上の制限 | | | |
| 第19条 停止余裕 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 本文五号、添付書類八（3.3 核設計）他に最大反応度価値を有する制御棒1本（5号炉においては1組又は1本）が未挿入状態であっても、常に炉心を臨界未満にすることが出来ることの記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第20条 反応度監視 | － | － | 設置許可に直接の記載はないが、添付書類八の炉心特性に関連して、取替炉心の安全性の確認に用いた核設計手法の妥当性を判断する目的で、運転時の監視値が計算コードの予測範囲内であることを確認するものであり、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第21条 制御棒の動作確認（3号炉及び4号炉） | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（3.2.3 原子炉停止系）他に制御棒駆動機構に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第21条の2 制御棒の動作確認（5号炉） | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（3.3 原子炉停止系）他に制御棒駆動機構に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第22条 制御棒のスクラム機能 | ○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号, 十号, 添付書類八（3.2.3 原子炉停止系）, 添付書類十（2.2.2 解析条件）他に制御棒のスクラム時挿入時間に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第23条 制御棒の操作 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（3.3.4 炉心特性）他に原子炉から制御棒を引き抜くときは制御棒価値等を満足する引抜手順に関する規則を定めることに加えて、制御棒価値ミニマイザにより引き抜き手順を監視する旨記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第24条 ほう酸水注入系 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更及び不要となった通知規定の削除のみ 本文五号、添付書類八（3.2.3 原子炉停止系）他にほう酸水注入系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定記載はこれらに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り　ー：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り　ー：無し) | 設置許可との整合性 |
|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------|--|
| 第25条 原子炉熱的制限値 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（3.3 核設計）他に最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度の熱的制限値に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第26条 原子炉熱出力及び炉心流量 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（3.4 熱水力設計）他に炉心流量—原子炉出力特性曲線の範囲内で運転を行う旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第27条 計測及び制御設備（3号炉及び4号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（8. 計測及び制御設備）他に計測制御系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第27条の2 計測及び制御設備（5号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（8. 計測及び制御設備）他に計測制御系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第28条 原子炉冷却材再循環ポンプ（3号炉及び4号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（4.4.2 再循環系）他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第28条の2 原子炉冷却材再循環ポンプ（5号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（4.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備）他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第29条 ジェットポンプ（3号炉及び4号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（4.4.2 再循環系）他にジェットポンプに係る運転制御の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第30条 主蒸気逃がし安全弁 | ○ (本文五号, 十号) (添付書類八, 十) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号, 十号、添付書類八（4.4.3 主蒸気系）、添付書類十（2.2.2 解析条件）他に主蒸気逃がし安全弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第31条 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（8.6 原子炉プラント・プロセス計装）に漏えい検出系計装に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第32条 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視 | ー | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 原子炉冷却材圧力バウンダリ弁が漏えいし、低圧部の破損に至ることのないよう監視する行為を保安規定で定めており、設置許可には記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度 | ○ (本文十号) (添付書類十) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更及び不要となった通知規定の削除のみ 本文十号、添付書類十（3.4 環境への放射性物質の異常な放出）他の解析条件として記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第34条 原子炉停止時冷却系その1 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（6.3 余熱除去系）他に余熱除去系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|----------------------------------|-----------------------------|-------------------------|--|
| 第35条 原子炉停止時冷却系その2 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 本文五号、添付書類八（6.3 余熱除去系）他に余熱除去系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している（ただし、本条は冷温停止時の要求であり、設置許可には冷温停止時に関する記載はない。）。 |
| 第36条 原子炉停止時冷却系その3 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 同上（ただし、本条は燃料交換時の要求であり、設置許可には燃料交換時に関する記載はない。） |
| 第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（4.3 主要設備の仕様）の加熱・冷却率に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第38条 原子炉圧力 | ○ (本文十号) (添付書類十) | － | 本文十号、添付書類十の過渡解析及び事故解析の初期条件として記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第39条 非常用炉心冷却系その1（3号炉及び4号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（5.1 原子炉格納施設、5.2 非常用炉心冷却系）他に非常用炉心冷却系及び格納容器スプレイ冷却系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第39条の2 非常用炉心冷却系その1（5号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（4.5 非常用炉心冷却系、5. 原子炉格納施設）他に非常用炉心冷却系及び格納容器スプレイ冷却系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第40条 非常用炉心冷却系その2 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 同上（ただし、本条は冷温停止・燃料交換時の要求であり、設置許可には冷温停止・燃料交換時に関する記載はない。） |
| 第41条 原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（6.4 原子炉隔離冷却系）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。（ABWRはなし） |
| 第42条 主蒸気隔離弁 | ○ (本文五号、十号) (添付書類八、十) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、十号、添付書類八（4.4.3 主蒸気系）、添付書類十（2.2.2 解析条件）他に主蒸気隔離弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第43条 原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に格納容器及び隔離弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第44条 サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に真空破壊弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第45条 サプレッションプールの平均水温 | ○ (添付書類十) | － | 添付書類十の安全解析条件としてサプレッションプール水温の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|--|-------------------------|-------------------------|--|
| 第46条 サプレッションプールの水位 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他にサプレッションプールの空間容積に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第47条 可燃性ガス濃度制御系 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に可燃性ガス濃度制御系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第48条 原子炉格納容器内の酸素濃度 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 本文五号、添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に不活性ガス系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第49条 原子炉建屋原子炉室 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に原子炉区域に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第50条 原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（12.4 換気空調系）他に原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第51条 非常用ガス処理系 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（5.1 原子炉格納施設）他に非常用ガス処理系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第52条 原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（12.3 機器冷却水系）他に原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第53条 高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系（3号炉及び4号炉） | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（12.3 機器冷却水系）他に高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第54条 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備）他に燃料プール冷却浄化系に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第55条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉ウェル水位 | ○ (添付書類十) | － | 添付書類十の燃料集合体落下時における水中へ放出された放射性無機ヨウ素の水中での除染係数を確保できる条件として原子炉水位があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第56条 中央制御室非常用循環系 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（12.4 換気空調系）他に中央制御室非常用換気空調系に係る記載があり、サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点から追加し、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第57条 外部電源その1 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 本文五号、添付書類八（9.4.1 送電線）に外部電源に係る記載があるが、設置許可上、外部電源に期待しておらず、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り　ー：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り　ー：無し) | 設置許可との整合性 |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| 第58条 外部電源その2 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（9.4.1送電線）に外部電源に係る記載があるが、設置許可上、外部電源に期待しておらず、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第59条 非常用ディーゼル発電機その1 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（9.4.7ディーゼル発電機）に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第60条 非常用ディーゼル発電機その2 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（9.4.7ディーゼル発電機）に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（9.4.7ディーゼル発電機）に非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第62条 直流電源その1 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、添付書類八（9.4.8直流電源設備）に直流電源設備に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第63条 直流電源その2 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（9.4.8直流電源設備）に直流電源設備に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第64条 所内電源系統その1 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 本文五号、添付書類八（9.4.5所内高圧系統、9.4.6所内低圧系統）に所内電源系統に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第65条 所内電源系統その2 | ○ (本文五号) (添付書類八) | ー | 同上 |
| 第66条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き | ー | ー | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第67条 単一制御棒駆動機構の取り外し | ー | ー | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第68条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査 | ー | ー | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第69条 原子炉の昇温を伴う検査 | ー | ー | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第70条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査 | ー | ー | 保安のための手順等に係る内容であり設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第71条 運転上の制限の確認 | ー | ー | 設置許可に記載はないが、サーベイランスについては、実条件性能確認の観点で実施することを追加し、保安規定審査基準改正を反映したものであり、実施方法について、設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。 |
| 第72条 運転上の制限を満足しない場合 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第73条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合 | ー | ー | 設置許可に記載はないが、保安規定記載については、PRA等を用いた措置の有効性の検証についての保安規定審査基準改正を反映している。 |
| 第74条 運転上の制限に関する記録 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------|---|
| 第4節 異常時の措置 | | | |
| 第75条 異常発生時の基本的な対応 | － | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第76条 異常時の措置 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第77条 異常収束後の措置 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第5章 燃料管理 | | | |
| 第78条 新燃料の運搬 | ○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九) | － | 本文五号, 九号, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に使用する設備, 管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第79条 新燃料の貯蔵 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 本文五号, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理) に使用する設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第80条 燃料の検査 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 本文五号, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理) に使用する設備に係る記載があり, 保安規定の記載はこれらに整合している。また, 添付書類八 (3.2 機械設計) に記載された燃料の健全性に関連して, 照射された燃料の使用期間中における技術基準適合性を確認するための検査を記載している。 |
| 第81条 燃料の取替実施計画 | ○ (本文十号) (添付書類八, 十) | － | 燃料配置を変更する際, 本文十号, 添付書類八, 十に記載される安全評価等の解析入力値又は制限値を満足することを確認する旨, 記載を追加しており, 設置許可記載に整合している。 |
| 第82条 燃料移動手順 | － | － | 手順の内容は, 設置許可に直接の記載はないが, 保安規定では燃料移動時の炉心の未臨界確保のため, 燃料移動手順に定めるべき事項を記載しており, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に記載の未臨界性に関する設計方針と整合している。 |
| 第83条 燃料移動 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 本文五号, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に使用する設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第84条 使用済燃料の貯蔵 | ○ (本文五号) (添付書類八) | － | 本文五号, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理) に使用する設備に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第85条 使用済燃料の運搬 | ○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号, 九号, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に使用する設備, 管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第6章 放射性廃棄物管理 | | | |
| 第85条の2 放射性廃棄物管理に係る基本方針 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | － | 本文九号, 添付書類八 (14.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定には ALARA の基本方針の条文を新設し, これと整合している。(保安規定では, 第2条 (基本方針) で ALARA について記載しているが, 第6章においても追記。) |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り　ー：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り　ー：無し) | 設置許可との整合性 |
|---------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|--|
| 第86条 放射性固体廃棄物の管理 | ○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号, 九号, 添付書類八（10.3 固体廃棄物処理系, 14.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（4. 放射性廃棄物処理）に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。ただし, 発電所外における運搬を除く。 |
| 第86条の2 放射性固体廃棄物の識別管理 | ー | ー | 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第86条の2の2 放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理 | ー | ー | 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第86条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 | ー | ー | 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第86条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 | ー | ー | 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第87条 放射性液体廃棄物の管理 | ○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号, 九号, 添付書類八（10.2 液体廃棄物処理系, 14.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（2.6 放射性廃棄物の放出管理, 4.3 液体廃棄物処理）に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第88条 放射性気体廃棄物の管理 | ○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号, 九号, 添付書類八（10.1 気体廃棄物処理系, 14.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（2.6 放射性廃棄物の放出管理, 4.2 気体廃棄物処理）に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第89条 放出管理用計測器の管理 | ○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 五号, 九号, 添付書類八（11.2 放射線管理設備）, 添付書類九（2.6 放射性廃棄物の放出管理）他に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第90条 頻度の定義 | ー | ー | 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第7章 放射線管理 | | | |
| 第90条の2 放射線管理に係る基本方針 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | ー | 本文九号, 添付書類八（14.6 放射線管理）, 添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に記載があり, 保安規定にはALARAの基本方針の条文を新設し, これと整合している。（保安規定では, 第2条（基本方針）でALARAについて記載しているが, 第7章においても追記。） |
| 第91条 管理区域の設定及び解除 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | ー | 本文九号, 添付書類八（14.6 放射線管理）, 添付書類九（1.2 具体的方法, 2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.2 管理区域内の管理）に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第92条 管理区域内における区域区分 | ○ (本文九号) (添付書類九) | ー | 本文九号, 添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第93条 管理区域内における特別措置 | ○ (本文九号) (添付書類九) | ー | 本文九号, 添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第94条 管理区域への出入管理 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | ー | 本文九号, 添付書類八（14.6 放射線管理）, 添付書類九（1.2 具体的方法, 2.2 管理区域内の管理）に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第95条 管理区域出入者の遵守事項 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | ー | 本文九号, 添付書類八（14.6 放射線管理）, 添付書類九（2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理）に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------|---|
| 第96条 周辺監視区域 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | － | 本文九号, 添付書類八 (14.6 放射線管理), 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.1 管理区域及び周辺監視区域の設定, 2.4 周辺監視区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。なお, 保安規定記載は1, 2号炉の廃止措置の進捗を反映している。 |
| 第97条 放射線業務従事者の線量管理等 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | － | 本文九号, 添付書類八 (14.6 放射線管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理) に記載があり, 保安規定記載は条文に追記することで, これらに整合している。 |
| 第98条 床, 壁等の除染 | ○ (本文九号) (添付書類九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文九号, 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第99条 外部放射線に係る線量当量率等の測定 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | － | 本文九号, 添付書類八 (14.6 放射線管理), 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.2 管理区域内の管理, 3.1 空間放射線量等の監視) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。なお, 保安規定記載は1, 2号炉の廃止措置の進捗を反映している。 |
| 第99条の2 平常時の環境放射線モニタリング | ○ (本文九号) (添付書類九) | － | 本文九号, 添付書類九 (3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視) に記載があり, 保安規定記載は新規条文を追加することで, これらに整合している。 |
| 第100条 放射線計測器類の管理 | ○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更並びに1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共に確保するエリア放射線モニタの設置箇所及び台数を明確化のみ 本文五号, 九号, 添付書類八 (11.2 放射線管理設備), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 3.1 空間放射線量等の監視) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第101条 管理区域外等への搬出及び運搬 | ○ (本文九号) (添付書類八, 九) | － | 本文九号, 添付書類八 (14.6 放射線管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第102条 発電所外への運搬 | － | － | 設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準との整合を図っている。 |
| 第103条 請負会社の放射線防護 | ○ (添付書類九) | － | 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第104条 頻度の定義 | － | － | 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第8章 保全区域 | | | |
| 第105条 保全区域 | ○ (添付書類九) | － | 添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|--|-------------------------|-------------------------|--|
| 第9章 施設管理 | | | |
| 第106条 施設管理計画 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（14.7 保守管理）に「保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。 |
| 第106条の2 設計管理 | ○ (本文十一号) | － | 本文十一号（7.3 設計開発）において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第106条の3 作業管理 | － | － | 設置許可に記載はないが、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。 |
| 第106条の4 使用前事業者検査の実施 | ○ (本文十一号) | － | 本文十一号（8.2.4 機器等の検査等）において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第106条の5 定期事業者検査の実施 | ○ (本文十一号) | － | 本文十一号（8.2.4 機器等の検査等）において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第106条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 及び長期施設管理方針 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（14.7 保守管理）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第10章 緊急時の措置 | | | |
| 第1節 事前対策 | | | |
| 第107条 原子力防災組織 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第108条 原子力防災組織の要員 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第108条の2 緊急作業従事者の選定 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第109条 原子力防災資機材等 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第110条 通報経路 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第111条 緊急時演習 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.9 教育及び訓練）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第2節 緊急時における活動 | | | |
| 第112条 通 報 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第113条 緊急体制の発令 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第114条 応急措置 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第115条 緊急時における活動 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第115条の2 緊急作業従事者の線量管理等 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第116条 緊急体制の解除 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|------------------------------|-------------------------|-------------------------|---|
| 第11章 保安教育 | | | |
| 第117条 所員への保安教育 | ○ (添付書類五, 八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う不要な保安教育対象者の削除のみ 添付書類五（5. 技術者に対する教育・訓練）, 添付書類八（13.9 教育及び訓練）に 基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第118条 請負会社従業員への保安教育 | － | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う不要な記載の削除及び保安活動の行為者の名 称変更のみ 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第12章 記録及び報告 | | | |
| 第119条 記 録 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（13.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載は これに整合している。 |
| 第120条 報 告 | ○ (添付書類八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 添付書類八（13.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載は これに整合している。 |
| 添 付 | | | |
| 添付-1 原子炉がスクラムした場合の手順（第76条関連） | ○ (本文十号) (添付書類十) | － | 本文十号, 添付書類十に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 添付-2 管理区域図（第91条及び第92条関連） | ○ (添付書類九) | － | 添付書類九（2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり, 保 安規定記載はこれに整合している。なお, 保安規定記載は1, 2号炉の廃止措置の 進捗を反映している。 |
| 添付-3 保全区域図（第105条関連） | ○ (添付書類九) | － | 添付書類九（2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定）に記載があり, 保 安規定記載はこれに整合している。なお, 保安規定記載は1, 2号炉の廃止措置の 進捗を反映している。 |
| 添付-4 長期施設管理方針（第106条の6関連） | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（14.7 保守管理）に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

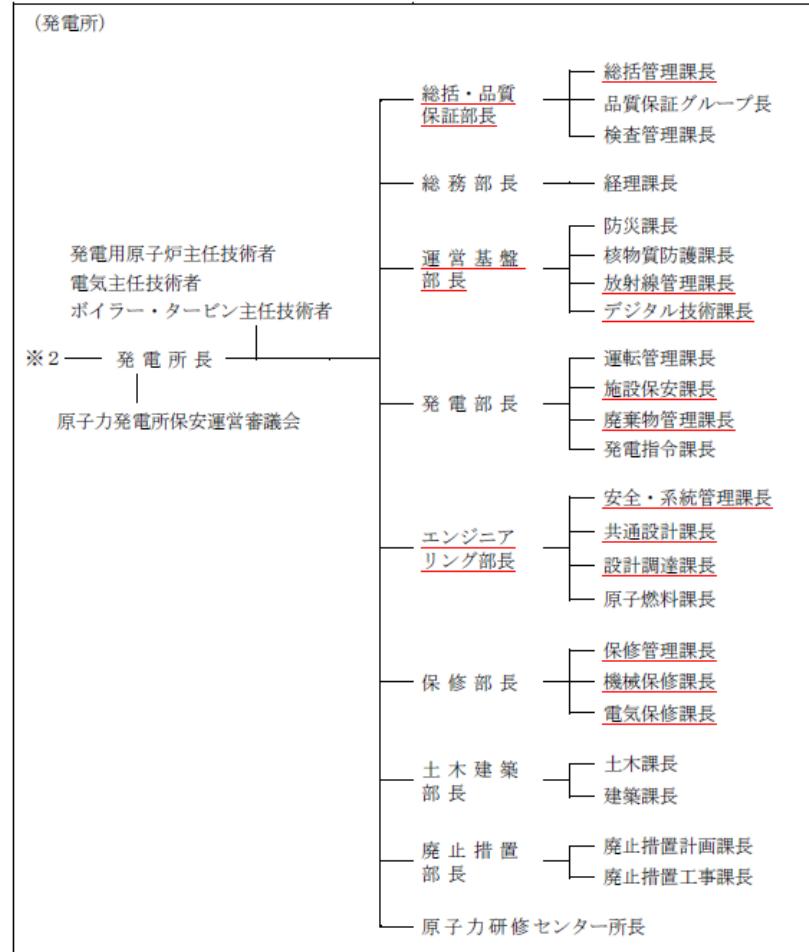
| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|---|--|---|
| <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>[中略]</p>  <p>※2 — 発電所長 原子力発電所保安運営審議会</p> <p>(発電所)</p> <pre> graph TD GM[発電所長] --- TPS[原子力発電所保安運営審議会] GM --- TPSB[発電用原子炉主任技術者] GM --- EAT[電気主任技術者] GM --- PTT[ボイラー・タービン主任技術者] TPS --- TPSB TPS --- EAT TPS --- PTT TPSB --- GM EAT --- GM PTT --- GM GM --- OM[総括・品質保証部長] GM --- OM --- QM[総括管理課長] GM --- OM --- QG[品質保証グループ長] GM --- OM --- CM[検査管理課長] GM --- OM --- OMF[総務部長] OMF --- OMFQ[経理課長] GM --- OM --- OMH[運営基盤部長] OMH --- OMHF[防災課長] OMH --- OMHN[核物質防護課長] OMH --- OMRL[放射線管理課長] OMH --- DLT[デジタル技術課長] GM --- OM --- OMV[発電部長] OMV --- OMVQ[運転管理課長] OMV --- OSB[施設保安課長] OMV --- OMW[廃棄物管理課長] OMV --- ODI[発電指令課長] GM --- OM --- OMSE[安全・系統管理課長] OMSE --- OSE[共通設計課長] OMSE --- DT[設計調達課長] OMSE --- OR[原子燃料課長] GM --- OM --- OMH[保修部長] OMH --- OMHP[保修管理課長] OMH --- OMMP[機械保修課長] OMH --- OEP[電気保修課長] GM --- OM --- OTB[土木建築部長] OTB --- OTQ[土木課長] OTB --- BAQ[建築課長] GM --- OM --- OMSP[廃止措置部長] OMSP --- OMSPQ[廃止措置計画課長] OMSP --- OMSTQ[廃止措置工事課長] GM --- OM --- OMRC[原子力研修センター所長] </pre> | <p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4) 関係法令を遵守する。 <p>5.5.3 管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 <ul style="list-style-type: none"> a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようする。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e. 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任及び権限を明確化する旨の記載がある。 <p>保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）の記載は、組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）しており、本文十一号と整合している。</p> |

図4(2) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|-------------|---|-------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようとする。 <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> | |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|-------------|---|--|
| | <p>[添付書類]</p> <p>添付書類五</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織</p> <p>平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の主な業務については、原子力部が設計方針策定に係る業務を、浜岡原子力発電所が設計、仕様の策定、現地工事管理等の業務を実施する。</p> <p>運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を遂行する。原子炉施設の運転は発電部が、セメント固化装置の保守に関する業務は廃棄物管理課が実施する。</p> <p>また、原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき本店に原子力発電保安審議会を、浜岡原子力発電所に原子力発電所保安運営審議会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>第1図 原子力関係組織図（平成21年8月1日現在）[略]</p> <p>添付書類八</p> <p>13.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安組織は、発電所長、原子炉主任技術者、廃止措置主任者、品質保証・検査部、総務部、技術部、発電部、保修部、環境保全部及び原子力研修センターをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的重要な事項を審議し、確認するため、原子力発電所保安運営審議会を設ける。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に、「平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行う。」旨の記載がある。 <p>保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）の記載は、組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）しており、添付書類五と整合している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類八（13.2 保安管理体制）に、平成21年8月1日現在における発電所の保安組織の構成及び発電所に原子力発電所保安運営審議会を設ける旨の記載がある。 <p>保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）の記載は、組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）しており、添付書類八と整合している。</p> |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|---|--|---|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2, 3 [略]</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>総括・品質保証部長</u>は、<u>総括管理課長</u>、<u>品質保証グループ長</u>及び<u>検査管理課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>運営基盤部長</u>は、<u>防災課長</u>、<u>核物質防護課長</u>、<u>放射線管理課長</u>及び<u>デジタル技術課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>デジタル技術課長</u>は、原子炉施設の計算機システムの施設管理（<u>電気保修課長</u>が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) <u>発電部長</u>は、<u>運転管理課長</u>、<u>施設保安課長</u>、<u>廃棄物管理課長</u>及び<u>発電指令課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(14) <u>運転管理課長</u>は、原子炉施設の運転の総括（<u>施設保安課長</u>が所管する業務を除く。）及び<u>化学管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(15) <u>施設保安課長</u>は、原子炉施設の<u>保全作業</u>における発電の運営及び工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) <u>廃棄物管理課長</u>は、放射性固体廃棄物の管理、<u>放射性液体廃棄物の管理</u>及び<u>放射性気体廃棄物の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) <u>エンジニアリング部長</u>は、<u>安全・系統管理課長</u>、<u>共通設計課長</u>、<u>設計調達課長</u>及び<u>原子燃料課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(19) <u>安全・系統管理課長</u>は、<u>原子力安全管理の総括</u>、<u>プラント技術の総括</u>及び<u>原子炉施設の施設管理の総括</u>（<u>保修管理課長</u>が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) <u>共通設計課長</u>は、原子炉施設の施設管理のうち、<u>火災</u>、<u>溢水</u>、<u>自然現象</u>に関する<u>防護設計</u>及び<u>高経年化技術評価</u>の総括に関する業務を行う。</p> <p>(21) <u>設計調達課長</u>は、原子炉施設の施設管理のうち、<u>設計管理</u>及び<u>調達管理</u>に関する業務（<u>土木課長</u>及び<u>建築課長</u>が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) <u>原子燃料課長</u>は、<u>燃料管理</u>及び<u>炉心管理</u>に関する業務を行う。</p> | <p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4) 関係法令を遵守する。 <p>5.5.3 管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 <ul style="list-style-type: none"> a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e. 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任及び権限を明確化する旨の記載がある。 <p>保安規定条文（変更後）の第5条（保安に関する職務）の記載は、組織改定後の発電所組織の職務に合わせて規定（変更）しており、本文十一号と整合している。</p> |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|--|--|-------------|
| <p>(23) 保修部長は、<u>保修管理課長</u>、<u>機械保修課長</u>及び<u>電気保修課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(24) <u>保修管理課長は、原子炉施設の施設管理のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>機械保修課長は、原子炉施設の施設管理のうち、機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(26) <u>電気保修課長は、原子炉施設の施設管理のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(27) ~ (31) 【略】</p> <p>(32) 第4項(3)から(29)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、廃止措置計画課長、廃止措置工事課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める<u>業務分掌</u>に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(33), (34) 【略】</p> | <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようとする。</p> | |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第1編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|-------------|--|---|
| | <p>[添付書類] 添付書類五 1. 設計及び運転等のための組織</p> <p>平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の主な業務については、原子力部が設計方針策定に係る業務を、浜岡原子力発電所が設計、仕様の策定、現地工事管理等の業務を実施する。</p> <p>運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を遂行する。原子炉施設の運転は発電部が、セメント固化装置の保守に関する業務は廃棄物管理課が実施する。</p> <p>また、原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき本店に原子力発電保安審議会を、浜岡原子力発電所に原子力発電所保安運営審議会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>第1図 原子力関係組織図（平成21年8月1日現在）[略]</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に、「平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行う。」旨の記載がある。 <p>保安規定条文（変更後）の第5条（保安に関する職務）の記載は、組織改定後の発電所組織の職務に合わせて規定（変更）しており、添付書類五と整合している。</p> |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|-------------------------|---------------------------|-------------------------|---|
| 第1章 総則 | | | |
| 第1条 目的 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第2条 基本方針 | ○ (本文十一号) | － | 保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。 |
| 第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守 | ○ (本文十一号) | － | 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、本文十一号（5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）において規定しており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第2章 品質マネジメントシステム | | | |
| 第3条 品質マネジメントシステム計画 | ○ (本文十一号) | － | 本文十一号において、品質マネジメントシステム計画について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第3章 保安管理体制 | | | |
| 第4条 保安に関する組織 | ○ (本文十一号) (添付書類五、八) | ○ | 浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（発電所の保安に関する組織の変更） 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（16.2 保安管理体制）に記載があるが、保安規定は組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）している。 【別冊⑤-2 P1～3 参照】 |
| 第5条 保安に関する職務 | ○ (本文十一号) (添付書類五) | ○ | 浜岡原子力発電所の組織改定に伴う変更（発電所組織の保安に関する職務の変更）及び記載の適正化（「所掌業務」を「業務分掌」に修正） 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 また、添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に記載があるが、保安規定は組織改定後の発電所組織の職務に合わせて規定（変更）している。 【別冊⑤-2 P4～5 参照】 |
| 第6条 原子力発電保安審議会 | ○ (添付書類五) | － | 添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき原子力発電保安審議会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第7条 原子力発電所保安運営審議会 | ○ (添付書類五、八) | ○※ | ※第5条第4項の号番号の変更に伴う対応する第4項の号番号のみの変更 添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）、添付書類八（16.2 保安管理体制）に原子力発電所保安運営審議会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第8条 廃止措置主任者の選任 | ○ (添付書類五、八) | － | 添付書類五（6. 有資格者等の選任・配置）、添付書類八（16.2 保安管理体制）に廃止措置主任者の選任について記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第9条 廃止措置主任者の職務等 | ○ (添付書類五) | － | 添付書類五（6. 有資格者等の選任・配置）に、廃止措置主任者は、廃止措置の実施に当たりその監督を行う旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り －：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り －：無し) | 設置許可との整合性 |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| 第4章 廃止措置管理 | | | |
| 第1節 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置 | | | |
| 第10条 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第2節 廃止措置管理 | | | |
| 第11条 解体撤去工事等 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第12条 対象施設・設備等の供用終了確認 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第13条 汚染状況の調査及び評価 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第14条 安全貯蔵措置 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第15条 工事の計画及び実施 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第15条の2 不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第15条の3 管理区域内の解体撤去物等の区分 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第16条 工事完了の報告 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第17条 廃止措置のために導入する装置 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第3節 施設運用管理 | | | |
| 第19条 施設運用管理業務 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（16.3 運転管理）に運転管理業務について、異常時の措置の遵守、機器の性能及び状態の把握及び運転手順書の整備の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第20条 巡視 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（16.3 運転管理）に原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第21条 手順書の作成 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（16.3 運転管理）に運転管理業務について、異常時の措置の遵守、機器の性能及び状態の把握、運転手順書の整備等の記載があり、保安規定はこれらについて手順書を作成することを記載しており、整合している。 |
| 第23条 地震又は火災等発生時の対応 | ○ (添付書類八) | － | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に緊急時の措置として、地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第4節 異常時の措置 | | | |
| 第35条 異常発生時の基本的な対応 | － | － | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り　ー：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り　ー：無し) | 設置許可との整合性 |
|-------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|--|
| 第6章 放射性廃棄物管理 | | | |
| 第39条 放射性廃棄物管理に係る基本方針 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.5 放射性廃棄物管理）、添付書類九（4. 放射性廃棄物処理）に記載があり、保安規定には ALARA の基本方針の条文を新設し、保安規定記載はこれと整合している。（保安規定では、第2条（基本方針）で ALARA について記載しているが、第6章においても追記。） |
| 第40条 放射性固体廃棄物の管理 | ○ (本文五号、九号) (添付書類八、九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、本文九号、添付書類八（10.3 固体廃棄物処理系、16.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。ただし、発電所外における運搬を除く。 |
| 第40条の2 輸入廃棄物の確認 | ○ (本文八号) | ー | 本文八号に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第41条 放射性固体廃棄物の識別管理 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第41条の2 放射性物質として扱う必要のないものと推定されるものの管理 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第41条の2の2 放射能濃度確認対象物の管理 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第41条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第41条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第42条 放射性液体廃棄物の管理 | ○ (本文五号、九号) (添付書類八、九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、本文九号、添付書類八（10.2 液体廃棄物処理設備、16.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（4.3 液体廃棄物処理、4.3.2 放出管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第43条 放射性気体廃棄物の管理 | ○ (本文五号、九号) (添付書類八、九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更及び運転管理課長から発電指令課長への周知事項の追加のみ 本文五号、本文九号、添付書類八（10.1 気体廃棄物処理施設、16.5 放射性廃棄物管理）及び添付書類九（4.2 気体廃棄物処理、4.2.3 放出管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第44条 放出管理用計測器の管理 | ○ (本文五号、九号) (添付書類八、九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、本文九号、添付書類八（11.2 放射線管理施設）及び添付書類九（7.5 放射線計測器の保守）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第45条 頻度の定義 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第7章 放射線管理 | | | |
| 第45条の2 放射線管理に係る基本方針 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.6 放射線管理）及び添付書類九（8. 従業員被ばく管理）に記載があり、保安規定には ALARA の基本方針の条文を新設し、これと整合している。（保安規定では、第2条（基本方針）で ALARA について記載しているが、第7章においても追記。） |
| 第46条 管理区域の設定及び解除 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.6 放射線管理）及び添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編） 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り　ー：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り　ー：無し) | 設置許可との整合性 |
|------------------------|-----------------------------|-------------------------|---|
| 第47条 管理区域内における区域区分 | ○ (本文九号) (添付書類九) | ー | 本文九号、添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第48条 管理区域内における特別措置 | ○ (本文九号) (添付書類九) | ー | 本文九号、添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第49条 管理区域への出入管理 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.6 放射線管理）及び添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域、8.3 管理区域への出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第50条 管理区域出入者の遵守事項 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.6 放射線管理）及び添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域、8.3 管理区域への出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第51条 周辺監視区域 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.6 放射線管理）及び添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。なお、保安規定記載は1、2号炉の廃止措置の進捗を反映している。 |
| 第52条 放射線業務従事者の線量管理等 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.6 放射線管理）、添付書類九（8. 従業員被ばく管理）に記載があり、保安規定記載は条文に追記することで、これらに整合している。 |
| 第53条 床、壁等の除染 | ○ (本文九号) (添付書類九) | ー | 本文九号、添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第54条 外部放射線に係る線量当量率等の測定 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.6 放射線管理）及び添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域、7.3 発電所外に関連する放射能監視）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。なお、保安規定記載は1、2号炉の廃止措置の進捗を反映している。 |
| 第54条の2 平常時の環境放射線モニタリング | ○ (本文九号) (添付書類九) | ー | 本文九号、添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域）に記載があり、保安規定記載は新規条文を追加することで、これらに整合している。 |
| 第55条 放射線計測器類の管理 | ○ (本文五号、九号) (添付書類八、九) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安活動の行為者の変更のみ 本文五号、本文九号、添付書類八（11.2 放射線管理施設）及び添付書類九（7.5 放射線計測器の保守）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第56条 管理区域外等への搬出及び運搬 | ○ (本文九号) (添付書類八、九) | ー | 本文九号、添付書類八（16.6 放射線管理）及び添付書類九（9. 物品の出入管理）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り　ー：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り　ー：無し) | 設置許可との整合性 |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| 第57条 発電所外への運搬 | ー | ー | 設置許可に記載はないが、保安規定記載においては、発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準との整合を図っている。 |
| 第58条 請負会社の放射線防護 | ○ (添付書類九) | ー | 添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域, 8. 従業員被ばく管理）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第59条 頻度の定義 | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第9章 施設管理 | | | |
| 第61条 施設管理計画 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.7 保守）に「保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。 |
| 第61条の2 設計管理 | ○ (本文十一号) | ー | 本文十一号（7.3 設計開発）において、設計開発に用いる情報に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第61条の3 作業管理 | ー | ー | 設置許可に記載はないが、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。 |
| 第61条の4 使用前事業者検査の実施 | ○ (本文十一号) | ー | 本文十一号（8.2.4 機器等の検査等）において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第61条の5 定期事業者検査の実施 | ○ (本文十一号) | ー | 本文十一号（8.2.4 機器等の検査等）において、使用前事業者検査等に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第62条 性能維持施設の維持管理 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.7 保守）に「保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守」と記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図っている。 |
| 第10章 緊急時の措置 | | | |
| 第1節 事前対策 | | | |
| 第63条 原子力防災組織 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第64条 原子力防災組織の要員 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第64条の2 緊急作業従事者の選定 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第65条 原子力防災資機材等 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第66条 通報経路 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |

| 変更後保安規定目次 | 設置許可記載有無 (○：有り　ー：無し) | 保安規定変更有無 (○：有り　ー：無し) | 設置許可との整合性 |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| 第67条 緊急時演習 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.9 教育及び訓練）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第2節 緊急事態における活動 | | | |
| 第68条 通報 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第69条 緊急体制の発令 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第70条 応急措置 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第71条 緊急時における活動 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第71条の2 緊急作業従事者の線量管理等 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第72条 緊急体制の解除 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.8 緊急時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第11章 保安教育 | | | |
| 第73条 所員への保安教育 | ○ (添付書類五、八) | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う保安教育の対象者の変更のみ（廃棄物管理課副長及び廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者の削除、発電指令課長、副長、運転員A及び運転員Bの追加) 添付書類五（5. 技術者に対する教育・訓練）及び添付書類八（16.9 教育及び訓練）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 |
| 第74条 請負会社従業員への保安教育 | ー | ○※ | ※浜岡原子力発電所の組織改定に伴う不要な記載の削除及び保安活動の行為者の変更のみ 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 |
| 第12章 記録及び報告 | | | |
| 第75条 記録 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 第76条 報告 | ○ (添付書類八) | ー | 添付書類八（16.12 記録及び報告）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 |
| 添付 | | | |
| 添付-1 保管区域図（第15条の2関連） | ー | ー | 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定の記載に齟齬はない。 |
| 添付-2 管理区域図（第46条及び第47条関連） | ○ (添付書類九) | ー | 添付書類九（3. 放射線管理区域と周辺監視区域）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。なお、保安規定記載は1, 2号炉の廃止措置の進捗を反映している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|---|--|--|
| <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>[中略]</p> <p>(発電所)</p> <p>※2 — 発電所長 原子力発電所保安運営審議会</p> | <p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 関係法令を遵守する。 <p>5.5.3 管理者</p> <ol style="list-style-type: none"> 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 <ol style="list-style-type: none"> 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 関係法令を遵守する。 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確實に実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> 本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任及び権限を明確化する旨の記載がある。 <p>保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）の記載は、組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）しており、本文十一号と整合している。</p> |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|-------------|---|--|
| | <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確實に伝達する。</p> <p>d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようとする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>[添付書類] 添付書類五</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 本変更に係る設計及び工事の主な業務については、原子力部が設計方針策定に係る業務を、浜岡原子力発電所が設計、仕様の策定、現地工事管理等の業務を実施する。 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を遂行する。原子炉施設の運転は発電部が、セメント固化装置の保守に関する業務は廃棄物管理課が実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類五（1.設計及び運転等のための組織）に、「平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行う。」旨の記載がある。 保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）の記載は、組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）しており、添付書類五と整合している。 |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|-------------|--|--|
| | <p>また、原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき本店に原子力発電保安審議会を、浜岡原子力発電所に原子力発電所保安運営審議会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>第1図 原子力関係組織図（平成21年8月1日現在）[略]</p> <p>添付書類八 16. 運転保守 16.2 保安管理体制 発電所の保安組織は、発電所長、原子炉主任技術者、廃止措置主任者、品質保証・検査部、総務部、技術部、発電部、保修部、環境保全部及び原子力研修センターをもって構成する。 さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する具体的な重要な事項を審議し、確認するため、原子力発電所保安運営審議会を設ける。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 添付書類八（16.2 保安管理体制）に、平成21年8月1日現在における発電所の保安組織の構成及び発電所に原子力発電所保安運営審議会を設ける旨の記載がある。 <p>保安規定条文（変更後）の第4条（保安に関する組織）の記載は、組織改定後の発電所の組織に合わせて規定（変更）しており、添付書類八と整合している。</p> |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|--|---|---|
| <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>4 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) <u>総括・品質保証部長</u>は、<u>総括管理課長</u>、品質保証グループ長及び検査管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総括管理課長は、緊急事態発生時の対応及び運営の総括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証グループ長は、品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 検査管理課長は、保安管理及び使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 廃止措置部長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画及び管理に関する業務の統括責任者として業務を行うとともに、<u>廃止措置計画課長</u>及び<u>廃止措置工事課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(8) 廃止措置工事課長は、原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務、施設運用管理の総括に関する業務及び施設管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 総務部長は、経理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(10) 経理課長は、廃止措置に係る調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) <u>運営基盤部長</u>は、防災課長、核物質防護課長、放射線管理課長及び<u>デジタル技術課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>(12) 防災課長は、原子力防災対策及び防火管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質防護課長は、周辺監視区域の管理及び管理区域への立入許可に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線管理課長は、放射線管理（管理区域への立入許可に関する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) <u>デジタル技術課長</u>は、原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電部長は、運転管理課長、<u>施設保安課長</u>、<u>廃棄物管理課長</u>及び発電指令課長の所管する業務を統括する。</p> | <p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>　社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>　社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 (4) 関係法令を遵守する。 <p>5.5.3 管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 <ul style="list-style-type: none"> a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d. 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e. 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確實に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション）において、組織の責任及び権限を明確化する旨の記載がある。 <p>保安規定条文（変更後）の第5条（保安に関する職務）の記載は、組織改定後の発電所組織の職務に合わせて規定（変更）しており、本文十一号と整合している。</p> |

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料

| 保安規定条文（変更後） | 設置許可記載 | 設置許可との整合性説明 |
|--|--|---|
| <p>(17) 運転管理課長は、原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転の総括及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物の管理、放射性液体廃棄物の管理及び放射性気体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 発電指令課長は、原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(20) エンジニアリング部長は、安全・系統管理課長、共通設計課長、設計調達課長及び原子燃料課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(21) 安全・系統管理課長は、原子力安全管理の総括及びプラント技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(22) 原子燃料課長は、放射性固体廃棄物の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(23) 保修部長は、保修管理課長、機械保修課長及び電気保修課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(24) 電気保修課長は、放射線計測器類の管理（放射線管理課長、廃棄物管理課長及び廃止措置工事課長が所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(25) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(26) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p> <p>(29) 第4項(3)から(27)の課長及びグループ長（以下「課長」という。）、施設保安課長、共通設計課長、設計調達課長、保修管理課長、機械保修課長並びに原子力研修センター所長（以下「部署の長」という。）は、組織管理規程に定める業務分掌に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(30) 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、他の課長の所管する検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>(31) 各部署の長は、第4項に定める業務の遂行にあたって、グループ員、課員（当直員を含む。）又は原子力研修センター員（以下「グループ員」という。）を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、グループ員は、各部署の長の指示・指導に従い、業務を遂行する。</p> | <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確實に伝達する。</p> <p>d. 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようとする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確實に伝達されるようにする。</p> <p>[添付書類] 添付書類五 1. 設計及び運転等のための組織 平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。 本変更に係る設計及び工事の主な業務については、原子力部が設計方針策定に係る業務を、浜岡原子力発電所が設計、仕様の策定、現地工事管理等の業務を実施する。 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を遂行する。原子炉施設の運転は発電部が、セメント固化装置の保守に関する業務は廃棄物管理課が実施する。 また、原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき本店に原子力発電保安審議会を、浜岡原子力発電所に原子力発電所保安運営審議会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> | <p>・添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に、「平成21年8月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで浜岡原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。」旨の記載がある。</p> <p>保安規定条文（変更後）の第5条（保安に関する職務）の記載は、組織改定後の発電所組織の職務に合わせて規定（変更）しており、添付書類五と整合している。</p> |

第1図 原子力関係組織図（平成21年8月1日現在）[略]